

## 対面形式での授業実施に際しての注意点について【学生用】

白百合女子大学 教務課

後期授業が9月21日よりスタートするにあたり、一部の科目が対面形式にて行われることから、その実施に際しての注意事項を以下のとおり示しました。

当該科目を担当する教員自身の新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を含め、授業運営において十分な配慮をして対面授業を実施しますが、履修学生の皆様も日常生活を含め、感染予防の徹底をお願いします。

### 1. キャンパスにおける注意点

#### (1) 登校時の注意

- 発熱など体調不良がみられる場合には無理して登校しないでください。
  - ▶ 登校前に、体温や新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を確認してください。咳や37.5℃前後の発熱の症状がある場合には、マスクを着用し事前に連絡したうえで、医療機関を受診してください。同居の家族に症状がみられる場合も同様です。
    - ⇒ 該当するケースで授業欠席となる場合は、かならず、教務課に電話連絡(03-3326-8093)を入れてください。
- 登校時は検温し健康状態を自己チェックしてください。  
(参考：「健康管理チェック表」)
- 登校時にはマスク着用となります。
- 各建屋出入口に設置された手指消毒液にて手指消毒してください。
- 登下校時および昼食時を含む休み時間は、できるだけ集団での行動を控えてください。
- 授業終了後は、不必要に学内に滞在することのないようお願いします。

時間割の関係上、学内で遠隔授業を受講せざるを得ない場合、指定された学内PCを利用することが可能です。感染予防対策のため、一時的に利用可能なPCを制限し、予約制をとっています。必要に応じて、あらかじめ手続きをとってください。

**CampusSquare ログイン ⇒ その他 ⇒ ガイダンス申込** より予約可能です。

#### (2) 教室内での留意点

- 教室では、周りの人との間隔をとるため、原則として座席指定で着席してもらい、教員は記録をとることになっています。
- 教室内では、窓を対角線上に開け、定期的な換気を行ってください。(休憩中は全開)

- 授業では、教員もマスク（もしくはフェイスシールド）を着用します。
- できるだけ個人の教材教具を使用し、学生同士の貸し借りをしないでください。
- 発熱等の症状がみられた時は、教員に申し出た上で、ただちに帰宅してください。

**（３）ステラマリス（学生食堂）利用時の留意点** ※土・日・祝は、営業なし（9/21・9/22を除く）

- カウンター席は、通路にあたるため使用できません。（テーブル席は半分のみ利用可能）
- 机の中央に置いてあるプラスチック板は動かさず、使用禁止と書かれている椅子には手を触れないようお願いします。
- 利用者が少ない場合は、横1 m以上、向かい合わせの場合は2 m以上の距離をとって利用してください。
- 食券自販機や受け取り口で並ぶ場合は、前の人との間隔を空けてください。
- 食事前・食事後は必ず30秒の手洗いを行い、備え付けの消毒液による手指消毒も適宜行ってください。
- 飲み物はできるだけ持参してください。（マイボトルの持参を推奨）

## 2. 学外実習の基本的な考え方

本学の授業科目における学外実習（学外での体験授業を含む）の取扱いについては、学生の資格取得のための単位修得上、重要な活動であることを踏まえ、原則的に実施してください。

なお、実施に際しては、新型コロナウイルスの感染拡大状況や政府等の要請に留意しつつ、次の対応を行ってください。

- 学生は、受入機関にその受入条件、状況をよく確認し、実習を実施する。（最新の情報も十分踏まえて対応する）
- 学生は次の事柄を遵守してください。
  - 実習実施の2週間前から毎朝の検温及び風邪症状の確認・記録を行う。
  - 感染リスクの高い場所へ行く機会を減らすとともに、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底し、マスクは常時着用する。
  - 家族等の感染が確認されるなど、自身が濃厚接触者と疑われるもしくは特定された場合、受入機関、担当教員並びに大学のウェルネスセンターへ至急連絡し、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間は実習への参加を見送る。
  - 受入機関の感染対策の指示に従う。（従わない場合、担当教員の指示により、即、実習を中断させる）
  - 実習中、発熱等の風邪症状や体調不良がみられる場合、受入機関及び担当教員と相談し、児童・生徒・利用者等との接触は絶対に避け、自宅での休養を徹底する。
  - 実習終了後に感染が判明した場合、担当教員及び大学のウェルネスセンターに至急連絡する。

### 3. 配慮すべき事柄への対応

カトリックの精神に基づき、学生・教職員にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する偏見や差別・誹謗中傷が生じないように自ら心がけるとともに、周囲に対しても働きかけてください。

### 4. 感染者が発生した場合の対応

#### (1) 連絡や報告

学生や教職員の感染が判明した場合には、医療機関から本人（あるいは保護者）に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から保健所にも届出がなされます。感染の疑いがあり検査を受けることになった、あるいは感染が判明した場合には、ウェルネスセンター事務室（TEL：03-3326-0107／E-mail：well@shirayuri.ac.jp）あるいは健康相談室（TEL：03-3326-3270）に必ず連絡をしてください。

判明後は、保健所から本人に行動履歴等のヒアリングが行われ、感染者の大学における行動履歴把握や濃厚接触者の特定等の調査が行われる場合には、本学が協力することになります。また、文部科学省は、大学において感染者が発生した事例についての情報や知見を収集・蓄積しており、感染者が発生した場合には、文部科学省への報告が求められます。

#### (2) 感染者や濃厚接触者の出席停止

学生の感染が判明した場合、または学生が濃厚接触者に特定された場合には、当該学生に対し、大学保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取ります。

教職員の感染が判明した場合、または、保健所の指示により教職員が濃厚接触者に特定された場合には、病気休暇等の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとします。

なお、濃厚接触者に対して出席（出勤）停止の措置をとる場合の期間の基準は、感染者と最後に接触した日から起算して2週間とします。

#### (3) 学内の消毒

学生や教職員の感染が判明した場合には、保健所と連携し、当該感染者が活動した範囲全ての室内や接触したと思われる物品を消毒します。